

非正規雇用労働条件改善指導員による 助言・相談（無料）のご案内

突然の雇止めで トラブル！

有期労働契約の更新の有無・更新の基準

労働時間管理って何を すればいいの？

労働時間の適正な把握

パートタイム労働者の労 務管理はどうしたらいい か？

就業規則と労働条件通知書

最近では、アルバイト、パートタイマー、契約社員、派遣社員、嘱託社員等と呼称される非正規の労働者が増加しており、全国的には全労働者の3分の1を占めているといわれています。

静岡労働局では、非正規労働者を雇用している事業場の労務管理の適正化のために、非正規雇用労働条件改善指導員（社会保険労務士等の専門スタッフ）を委嘱し、指導員が事業場を個別訪問し、労働条件等に関する相談への対応や助言を無料で行っています。

〈非正規雇用労働条件改善指導員の対応について・・・〉

- ★ 非正規労働者の労務管理の適正化及び安全衛生管理のための労使の自主的な取組みに関する相談への対応や助言を行います。（派遣事業に係る相談は、事前に質問内容を承った場合に限り、労働局内関係部署との調整の上、対応させていただきます。）
- ★ その他、非正規労働者に関する労働基準関係法令等に係る相談への対応や助言を行います。

〈非正規雇用労働条件改善指導員の活用のメリットは・・・〉

指導員を活用することで、労働関係法令に抵触することなく、労使間のトラブルを未然に防止することができます。また、労働者の働きやすい環境を作ることにより労使間の信頼関係を高め、モチベーションを向上させることができます。

なお、指導員は、職務上知り得た秘密の厳守等一般の公務員と同じく高い守秘義務を負っているものであり、相談した内容が他の事業場等外部に漏れることはありません。

活用したい場合は・・・

静岡労働局労働基準部監督課（電話 054-254-6352）にお電話していただくか、裏面の申込書にご記入の上、ファックス（FAX 054-221-7038）していただくようお願いいたします。

平成 年 月 日

静岡労働局労働基準部監督課

担当者 あて

非正規雇用労働条件改善指導員利用申込書

事業場名	
所在地	〒
電話番号 FAX番号	() ()
ご担当者職氏名	
相談したい内容 【可能な限りご記入ください】 ※日程等については、おってご連絡のうえ、調整させていただきます。	<input type="checkbox"/> 有期労働契約に関すること <input type="checkbox"/> 労働関係法令全般 <input type="checkbox"/> 非正規雇用労働者の安全衛生に関すること <input type="checkbox"/> その他（具体的にご記入ください） 【

【お問い合わせ先】

静岡労働局労働基準部監督課 田中 後藤

静岡県静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎）

電話番号 054-254-6352

FAX番号 054-221-7038